

# 子ども、親、政府（一）

——アメリカの憲法理論を素材として——

米沢 広一

## 目次

### はじめに

### 第一章 公教育における親と政府の関係

#### 一、分析の視点

#### 二、親の選択権

#### 三、親の拒否権

##### (a) 家庭教育の選択

##### (b) 学校の選択

##### 四、課目の履習拒否

##### 行事の拒否

四、親の参加権

障害児の親の参加

- (a) 英語を話す能力に劣る生徒の親の参加
- (b) 低所得家庭の親の参加
- (c) 一般教育プログラムへの親の参加
- (d) 政府の教育権限

五、親と政府の関係

- (a) 政府の教育権限
- (b) 親の教育権（以上本号）

第二章 子どもと政府の関係

- 一、分析の視点
- 二、手続的権利
- 三、表現の自由

- 四、避妊の自由
- 五、髪型、服装の自由
- 六、夜間外出の自由

第七章 子どもと政府の関係

- 一、分析の視点

二、妊娠中絶

三、精神病院への入院

四、治療一般

五、子ども、親、政府の関係  
むすび

はじめに

教育権に関する学説、判例の大勢は、国家の教育権対国民の教育権という対立の図式を基軸にして、発展してきたといえる。しかし、学テ最高裁判決（最大判昭51・5・21判時八一四号三三頁）が、国家の教育権が国民の教育権かという二者択一論を否定したように、教育の自由の問題は、必ずしも二者択一論で解決しきれるものではない。今一度、子どもの権利を基軸としたうえで、子ども、親、政府の三者が相互にどのような関係にあるのかを、総合的に考察することが必要であると思われる。しかし、この三者の関係は、公教育においてのみ問題となるのではなく、家庭での教育、医療、少年裁判所など、広い範囲において問題となる。それ故、三者の関係を明らかにするためには、公教育だけでなく、家庭での教育、医療、少年裁判所などにまで、検討対象を拡大することが必要となる。

ところで、子ども、親、政府の三者の関係は、アメリカ法において、いわゆる教育の三位一体説<sup>(3)</sup>として、上述のような広範な領域を検討対象として、総合的に論じられている。そこで三者の関係は、主として、(i)親と政府が対立する事例、(ii)子どもと政府が対立する事例、(iii)家庭内で子どもと親が対立し政府がそのうちの一方を支持する事例において、問題とされている。<sup>(4)</sup>それらの事例を審査する裁判所は、子ども、親、政府のそれぞれの利益を具体的に検討したうえで、三者の利益を調整するよう求められている。<sup>(5)</sup>そこで本稿では、その点の検討が進んでいるア

メリカの憲法理論を素材として、三者の関係を総合的に分析することにする。

アメリカにおいて、子ども、親、政府の三者の関係は、歴史的にはまず、公教育における親の教育権と政府の教育権限の対立という形で、問題となつてくる。そこで、第一章では、公教育に関する事例を素材として、親は公教育に對してどのような選択権、拒否権、參加権を有しているのか、親の教育権や政府の教育権限の根拠はどこに求められるか、親の教育権や政府の教育権限はどのような制限をうけるのか、などの問題を、検討することにする。その後、一九六〇年代後半以降、子ども自身が当事者となって政府と争う事例、または子ども自身は当事者でなくとも子どもの権利そのものが正面から争われる事例が、増加してくる。そこで、第二章では、それぞれの権利ごとに事例を整理したうえで、子どもの権利保障の程度は権利の内容によつてどのように異なるのか、どのような根拠から子どもの権利保障の程度は成人と比べて低いとされるのか、などの問題を、検討することにする。その後、主に一九七〇年代以降、妊娠中絶、精神病院への入院、手術などの医療領域において、親から独立したまたは親の意思に反した子ども自身による決定という問題が提起され、子ども、親、政府の三者の対抗関係がクローズ・アップされるに至つている。そこで、第三章では、それらの事例を素材として、子どもと親が対立した場合、子ども自身の意思はどういうに扱われるのか、その際に子どもの年齢差、個人差はどういうに考慮されるのか、また、子どもが年少で親と政府が対立した場合、「子どもの最善の利益」の保護のための政府の家族生活への介入は、いかなる場合に許容されるのか、などの問題を検討することにする。

なお、本稿の検討対象である「子ども」とは、未成年者または初等・中等学校<sup>(6)</sup>の生徒を指すが、本稿では文脈に

応じて、「ナニヤ」「未成年者」「生徒」「青少年」らふの言葉を、使ふねるにせよ。また、「親」など、必ず親を指すのではなく、ナニヤの教育に責任を負へてゐる者を指すものとする。

(1) 教育の自由の問題については、我が国において、すでに多くの論稿があるわれわれてゐる。兼子仁・教育法〔新版〕(一九八一年)、永井憲一編・文献選集日本国憲法と教育権(一九七七年)、伊藤公一・教育法の研究(一九八一年)、奥平康弘「教育をうけの権利」芦部信喜編・憲法と人権(2)三六一頁(一九八一年)、中村陸男「教育を受ける権利、教育を受けさせる義務」樋口陽一=佐藤幸治=中村陸男=浦部法穂・注釈日本国憲法上巻五九五頁(一九八四年)等参照。

(2) いの点の検討の重要性を指摘するものとして、中川良延「親権と子の教育を受ける権利」北大法学論集一四巻1=四四四(一九六四年)等参照。

(3) See "Comment: The Education of the Amish Child," 62 Cal. L. Rev. 1506, 1507 (1974).

(4) Teitelbaum & Ellis, "The Liberty Interest of Children: Due Process Rights and Their Application," 12 Fam. L. Q. 153, 154 (1978),

(5) See "Developments in the Law—The Constitution and the Family," 93 Harv. L. Rev. 1156, 1350 (1980).

(6) アメリカの教育法制について、調査統計課「アメリカ合衆国の学校制度」教育委員会月報(一九八二年)参照。教育における連邦政府、州政府、学校区の関係については、中島直忠「米国教育法の歴史的特質」日本教育法学年報(一九八一)頁(一九七四年)参照。

## 第一章 公教育における親と政府の関係<sup>(1)</sup>

### 1. 分析の視点

本章での検討対象は、公教育における親の教育権と政府権限とが対立し、子どもが親の教育権の行使に反対していない事例である。<sup>(1)</sup>こののような事例は、しばしば裁判所で争われている。ソルでは親は、自己の価値観に従い規格化されない子どもを育てるという利益を主張する。<sup>(2)</sup>他方、政府は、子どもの利益の保護とか、一定の知的水準とモラルを備えた将来の善良な市民の育成という利益を主張する。<sup>(3)</sup>

このような対立の図式において、親の教育権をどのように位置づけられるか。<sup>(4)</sup>この点で、親の教育権を確立したのがハーレム事件<sup>(5)</sup>であるが、Meyer v. Nebraska (262 U. S. 390 [1923]) と Pierce v. Society of the Sisters (268 U. S. 510 [1925]) である。Meyer 事件は、10代の生徒にドイツ語を教えた教区学校の教師が、すべての学校において生徒が八年生になるまで外国語を教えることを禁じるネブラスカ州法に違反したとして、起訴された事件である。マックレンノーズ法廷意見は、一方で「アメリカの理想に合致した同質の人々を育成しようとする立法部の要求」(at 402) に対して、やつともであるとの理解を示している。しかし、法廷意見は、修正一四条により保護される自由の一つとして、「結婚し家庭を設け子どもを育てる」(at 399) 理由をあげたうえで、同法は「現代語学の教師の職業、生徒の知識を獲得する機会、血肉の子どもの教育を归纳的ロールする親の権限を、多大に侵害しないこと」(at 401) ので、修正一四条のデータ・プロセス条項に違反すると結論づけている。<sup>(6)</sup>

次の二つのコードィング・ケースである Pierce 事件での事実経過は、以下のとおりである。オレゴン州は、八才から十六才までの子どもを公立学校にのみ通学せらるよう親に求め、それに違反した親を軽罪とする義務教育法

を制定した。それに対し、私立学校が、同法は親の学校選択権、親の学校選択に影響を与える子どもの権利、私学教育にたずさわる学校と教師の権利を侵害し、修正一四条のデュー・プロセス条項に違反するとして、同法の差止を求めて出訴した。マックレーノーズ法廷意見は、Meyer 判決の法理の下では、同法は「自己のコントロール下にある子どもの養育と教育の内容を決定する親と後見人の自由を不合理に侵害する」(at 534-5) ものであるとした。ついで法廷意見は、「合衆国内のいかなる政府によつても依拠されねばならない自由の基本理論は、公立学校の教師だから授業をうけるよう強制することによつて子どもを規格化する州の一般的権限を排除する。子どもは州の単なる創造物ではない。子どもを養育しその運命を決定する者は、高度の義務と結合した形で、子どもにいへそらの責務を認識させそれに備えさせる権利を有する」(at 535) としている。

Meyer 判決と Pierce 判決は、親の教育権を確立したりーディング・ケースともわれているが、公教育における親の教育権と政府の権限との関係については、次のような深めるべき点が多く残されている。第一に、親の教育権の根拠はどこに求められるのか。<sup>(7)</sup>また、親の教育権はどのような特質をもつてゐるのか。第二に、両判決は親と子の利益と見解が同一であることを当然の前提としているが、両者が異なる場合も生じうる。その場合にどのように考えるべきなのか。すなわち、親の教育権は、子どもの利益保護や子どもの見解の尊重という見地から、どのような制限をうけるのか。第三に、具体的な親の権利として、Pierce 判決では私立学校を選択する権利が認められてゐるが、それ以外に、公教育において認められる親の教育権の具体的な内容は何であるのか。第四に、政府の教育権限の根拠は、理論上どこに求められるのか。しばしば、信託理論<sup>(8)</sup>が主張されるが、はたして、信託理論は正当といへ

えるのか。また、政府の教育権限は、親の教育権や子どもの利益の保護という見地から、どのような制限をうけるのか。第五に、両判決は教師や私立学校がどのような理論構成で、第三者の権利（親と子どもの権利）の侵害を主張する適格性を有しらるのかについて説明をしていないが、その点をどう考えるべきか。<sup>(9)</sup> まだ、子どもの権利侵害を主張する親の適格性について、どう考えるべきか。以上のよろな課題を踏まえたうえで、本章の一、三、四では、親の具体的な教育権として、親の選択権、拒否権、参加権について検討する。つて、本章の五では、親の教育権と政府の教育権限の根拠、および両者の関係について検討するといふとする。

(1) アメリカの論者の多くは、政府と教師を区別せずに、政府の中に教師をも含めている。しかし、両者は区別されるべきであら。教師と、子ども、親、政府との関係についても、深める必要があるが、その点についての検討は、今後の課題としたい。

(2) 親の教育権について論じたわが国の論稿として、相良惟「両親の教育権の実定法的考察」文献選集日本国憲法<sup>8</sup>、教育権一九四頁（一九七七年）、平原春好「公教育と親の発言権」回11〇七頁、榎達雄「教育課程編成と父母・住民の教育権」岐阜経済大学論集一七巻四号1頁（一九八四年）等参照。

(3) See "Developments in the Law—The Constitution and the Family," 93 Harv. L. Rev. 1156, 1353 (1980).

(4) See Blustein, "Child Rearing and Family Interest 119 (in O'NEILL & RUDDICK, HAVING CHILDREN).

(5) 本件の簡単な紹介として、「私学教育の自由」ハナコ1111号1回1頁（一九六五年）参照。

(6) 同趣旨の判決として、see Farrington v. Tokushige, 273 U. S. 284 (1927); Bartels v. Iowa, 262 U. S. 404 (1923).

(7) 両判決がなされた当時、権利章典が州による適用されないとの法理が確立されていなかつたため、修正1回条の第一・プロセス条項違反が主張されたが、今田ではあるく思ふ。

(8) わが国において、杉本判決（東京地判昭45・7・17判時K〇回119頁）は、「教師はそれぞれの親の信託を受けた児

童、生徒の教育にあたるのも親の権利である。」ルーヴィング。

(9) 下村哲夫「学校教育をもぐる親の教師」シナリオ(1976年) 参照。

(10) 同事件での当事者適格性について語られたものゝトド、吉部信壽・憲法訴訟の理論セミナー(1971年) 参照。

See Sedler, "Standing to Assert Constitutional Jus Tertii in the Supreme Court," 71 Yale L. J. 599, 611-3 (1962); "Note: Standing to Assert Constitutional Jus Tertii," 83 Harv. L. Rev. 423, 433-6 (1974).

## 11' 親の選択権

### (a) 家庭教育の選択

マサチューセッツ州が一八五一年に、最初の義務教育法を制定して以降、各州で義務教育法が制定されるようになり、一九一八年の「シンシナティ州を最後として、すべての州で義務教育法が制定されるに至っている。<sup>(1)</sup>しかし、親の中には、自己の子供には学校教育は不適切であるとみなし、それに替えて家庭教育を行う者がみられる。<sup>(2)</sup>そこで、学校教育に替えて家庭教育を選択しうるか否かという点が問題になる。

まず、この点についての州法の規定をみてみよう。多くの州法は、「公立学校」「私立学校」「教区学校」への就学を義務づけているが、いくつかの州法は、学校以外での教育を学校での義務教育に替えることを、明示的に認めている。たとえば、サウス・カラライナ州法は、「学期間の学校以外の場所での教育は、州の教育委員会によつて、居住地の公立または私立学校の同年齢の子供が受けている教育と実質的に同等であると認められた場合には、学校への出席に代替される」と規定している。<sup>(3)</sup>ハーバード・ジャーシー州法は、「公立学校」または「公立学校と同

等の教育を行つてゐる昼間の学校」に子どもを就学させるか、もしくは「学校以外で公立学校と同等の教育を受けさせる」よう要求している。サウス・ダコタ州法<sup>(6)</sup>は、次のように規定している。公立学校と同等の期間、国語と算数の基礎についての十分な代替教育を学校以外で受けている場合には、学校への就学が免除されねばならない。親または後見人は、学校区の教育委員会に対して、教育がなされる場所と教育を行う者の氏名を届けねばならない。教育を行う者は教育免許を必要としない。教育を行う者一名につき、子どもは二二名を越えてはならない。そこで教育を受けた子どもは、毎年全国標準の習熟度テストを受けねばならない。初等・中等教育局長またはその代理人は、年に二回、代替教育の視察を行うことができる。<sup>(7)</sup>

次に、家庭教育に関する判決をみてみよう。それは、家庭教育が州の義務教育法上許容されるが否かを解釈したものと、家庭教育を選択した親を処罰する州の義務教育法が違憲であるか否かを論じたものとに大別される。前者についての州裁判所の判断<sup>(8)</sup>は多様であるが、そこでの主要な争点は、家庭教育が学校教育と「同等」であるとして許容されるためには、(i)子ども集団が必要であるか、(ii)家庭教育を行う者が教員免許を有していることが必要であるか。(iii)学校と同じ教材やカリキュラムによることが必要であるか、などである。以下、代表的な判決をいくつかみてみよう。ニュー・ジャージー州義務教育法は、上述のように、子どもを「公立学校」または「公立学校と同等の教育を行つてゐる昼間の学校」に就学させるか、もしくは「学校以外で公立学校と同等の教育を受けさせる」よう親に要求していた。同法の解釈について、Knox v. O'Brien (7 N. J. Super. 608, 72 A. 2d 389 [1950]) は、家庭教育を公立学校での教育と「同等」とみなしうるためには、(i)教える者が教員免許を有している、(iii)教材

が州の基準に合致してゐる。公立学校での生徒が享有する利益と完全に同等の利益を享有してゐる、これが必要であるとする。そして、本件の場合には、教える者が教員免許を有しないが、子ども集団が存在してゐたので、(二)と(三)の要件を満たさないとした。しかし、その後、New Jersey v. Massa (95 N. J. Super 382, 231 A. 2d 252 [1967]) は、Knox 判決を覆して、「学校以外」での教育には子どもの集団の存在は必要ではない、与えられる教育の水準が公立学校と同等でありれば足りるとしている。イリノイ州義務教育法<sup>(1)</sup>は、児童を「公立学校」やしくは、公立学校的教育内容に対応した教育を行つてゐる「私立または教区学校」に就学させるよう親に要求している。People v. Levisen (404 Ill. 574, 90 N. E. 2d 213 [1950]) は、同法の下、「私立学校」には公立学校と同等の水準の教育を与えてくる家庭教育も認められる。当該家庭教育は公立学校と同等の教材を使い規則正しく時間を決めて行われてゐるので、同法の下で許容されると結論づけてゐる。以上、一定の州法と州裁判所の判決が家庭教育の余地を認めてゐるが、子どもの利益の保護の見地から公立学校と「同等」の教育を要求してゐる点に留意すべきである。

義務教育法の合憲性について、他の州裁判所および連邦下級審において、支持された<sup>(1)</sup>。たとえば、State v. Bailey (157 Ind. 324, 61 N. E. 730 [1901]) は、州は子どもの福祉の社会的最善の利益のために義務教育を要求するものである。また、Rice v. Commonwealth (188 Va. 224, 49 S. E. 2d 342 [1948]) は、義務教育が最高の市民の育成に貢献する最も強烈な理由は、その合憲性を支持してゐる。

しかし、連邦最高裁は、Wisconsin v. Yoder (406 U. S. 205 [1972]) は、適用違憲との評論を示し、

注目を集めた。本件において、ウェイスコンシン州法は、七才から一六才までの子どもを初等・中等学校に就学させるよう親に要求していた。一四才と一五才の三名の子どもの親であるアーミッシュ教徒は、八年間の初等義務教育終了後、宗教上の理由から子どもを中等学校に就学させなかつたために、起訴された。それに対して被告は、同法の本件への適用が自己の信教の自由を侵害し修正一条に違反すると抗弁した（なお、被告は、初等義務教育については、その必要性を認めており、反対していない）。

バーガー多数意見はまず、州が八年間の初等教育に加えて中等教育を強制しうるためには、親の信教の自由という基本的利益を上まわるのに十分なだけの重大な（magnitude）州の利益が存在しなければならないとする。そして、親の利益については、アーミッシュ教徒の伝統的な生活様式は深い宗教上の信念に根ざしており、中等教育の強制はアーミッシュ教徒の社会と宗教上の慣行を覆す現実の危険を伴うとみなす。他方、(i)政治システムに実効的かつ理性的に参加し、(ii)自律して社会に参加するための準備を行うのに中等教育が必要であるとの州側の主張に対しては、自給自足の農業社会で生活し親から職業訓練を受けているアーミッシュ教徒の子どもに一、二年の中等教育を受けさせることは、上述の目的達成にほとんど役立たないとする。そして、初等教育を受けた後、親から職業教育を受ければ、市民としての社会的、政治的責任を十分養うことができるとする。多数意見はこのように述べて、同州法の本件への適用を違憲と結論づけている。

Voder 判決については、まず第一に、義務教育制度一般が違憲とされたわけではないという点に、留意せねばならない。同判決が違憲としたのは、(i)100年以上の伝統を有するアーミッシュ教徒のような文明社会から隔離

やめた生活を営む者が、(iii)確固とした宗教<sup>(13)</sup>上の信念から、(iv)子供<sup>(14)</sup>を中等学校に就学させないことを拒否し、(v)それが子どもの健康、社会の安全や秩序を侵害しない場合にのみである。<sup>(15)</sup>それ故、アーモンシ<sup>(16)</sup>教徒の初等学校への就学拒否、単に学校教育が自<sup>(17)</sup>の子どもに合わないと<sup>(18)</sup>理由による就学拒否、アーモンシ<sup>(19)</sup>教以外の宗派の宗教上の理由による就学拒否などが、本判决によつて必然的に許容されるわけではない。現に、*Sciona v. Chicago Board of Education* (391 F. Supp. 452 [1974]) は、本件との就学拒否が、Yoder 事件のよへな宗教上の信念からやめな<sup>(20)</sup>、単に学校教育が自<sup>(21)</sup>の子どもに合わない<sup>(22)</sup>との理由からな<sup>(23)</sup>として、義務教育法の本件への適用を合意して<sup>(24)</sup>いる。また、事例は少々異なるが、親の宗教上の理由から視聴覚教具を使用する授業を子どもに受けやめだ<sup>(25)</sup>ことが許容されなか<sup>(26)</sup>らが争われた *Davis v. Page* (385 F. Supp. 395 [1974]) は、(i)子どもが初等学校の生徒であり、(ii)親は一般社会から孤立し自律した社会に子供<sup>(27)</sup>を参加させる準備を行つていなか<sup>(28)</sup>との点で、本件や Yoder 事件から区別して<sup>(29)</sup>いる。このよへど、Yoder 判決は一般に、その後の州裁判所や連邦下級審の判決によつて限定的に解かれ、その後の判決にあまり影響を与えて<sup>(30)</sup>いない。

第一に、子どもが将来アーモンシ<sup>(31)</sup>教徒の社会を去り一般社会で生活することもありうるの<sup>(32)</sup>、中等教育が必要ではないのか、もともとが問題となる。このよへな州側の主張に対して、多数意見はそれを推論にすぎないとして斥けてしまう (at 224)。この点にいづれば、一方で次のような主張が考えられうる。親は自<sup>(33)</sup>の宗教上の価値觀に合致しないものかの子供<sup>(34)</sup>を隔離してしま<sup>(35)</sup>う権利までをも有して<sup>(36)</sup>いるわけではない。将来アーモンシ<sup>(37)</sup>教徒の社会を選ぶか否かの選択を行うための論理的な判断能力をもつても、一般社会を選んだ場合でも生活していくだけの

基礎的教育を受けさせることとが、子どもの利益になるので、中等教育を強制し<sup>(18)</sup>うる、と。しかし他方では、親の意思に反して子どもを中等学校に就学させても、その子どもは家庭内で困難な状況に置かれることになり、かえつて子どもの利益にならない、との反論も考えられうる。

第三に、子ども自身の見解を問うべきではないかという点が問題になる。この点につき、ダグラス一部反対意見は、次のように主張している。多数意見は、本件で争われているのは親と政府の利益であり、親と子どもの利益は同一であるとの前提に立っている。しかし、子どもが親と反対の見解を表明できるぐらいに十分成熟している場合には、子どもの見解を検討せずに、親の宗教上の見解を子どもに押しつけることは、子どもの権利への侵害となる。本判決で危険にさらされるのは、親の将来ではなく子どもの将来である。心理学及び社会学上、一四才の子どもの道徳的、知的成熟度は成人に近い（脚註三）ので、本件での二人の子ども（もう一人は中等学校に就学しないとの見解を表明している）の見解を聞くための聴聞を開かねばならない、と。このようなダグラスの意見に対し、多数意見は、起訴されたのは親であるので、ここで決定すべきは親の信教の自由であり、子どもは訴訟の当事者ではないので子どもの見解を検討する必要はない、と反論している（at 230-1）。ダグラス裁判官の主張は、注目に値するものであるが、彼の主張については、子どもの見解を決定的とみなすべきであるのか、子どもの「成熟性」をどのようにして判断するのか、判断すべき対象の違いによって子どもの「成熟性」にどのような差異が生じるのか、など深めるべき点が残されている。なお、この点は、事例が異なるために必ずしも本件と同一に論じられないが、第三章で検討する医療領域での事例においても、問題となつてゐる。

(1) 土原貞雄・「アメリカ合衆国州憲法の教育規定」111頁（一九八一年）。See “Note: Home Education in America: Parental Rights Reasserted,” 49 UMKC L. Rev. 191, 192-3 (1981); Woltz, “Compulsory Attendance at School,” 20 Law & Contemp. Prob. 3, 5 (1955).

(2) めぐ謹著「家庭教育の権利と義務」専門のトマホーク著者による家庭教育を行ふ権利を主張してゐる親は11万人ほどのはなあがねトマホーク (Note, *ibid.* 193)。

(3) めぐ謹著「家庭教育の余地を肯定する説」、加藤永一「親の教育権」（東北大法学等四七卷）[附]「十七回（一九八四年）」中村龍男「教育を教わる権利」、教わらねる義務」樋口陽一=佐藤洋治=中村龍男=鷹部法穂・注解日本国憲法上巻K〇九頁（一九八四年）等参照。

(4) S. C. Code of Laws § 59-65-40 (1976).

(5) N. J. Stat. Ann. 18 A: 38-25 (1968).

(6) S. D. Codified Laws § 13-27-3 (1982).

(7) ジャパンの司法以外、学校以外の教育が認められる州がある see, e. g., Code of Va. § 22.1-254 (1950).

(8) See, e. g., Commonwealth v. Renfrew, 332 Mass. 492, 126 N. E. 2d 109 (1955); State v. Superior Court, 55 Wash. 2d 177, 346 P. 2d 999 (1959).

(9) 命裁判断の判決の謹著「家庭教育と法」see, e. g., “Project—Education and the Law: State Interests and Individual Rights,” 74 Mich. L. Rev. 1373, 1387-9 (1976); “Comment: Private Tutoring, Compulsory Education and the Illinois Supreme Court,” 18 U. Chi. L. Rev. 105-6 (1950); “Note: Parental Rights: Educational Alternatives and Curriculum Control,” 36 Wash. & Lee. L. Rev. 277, 290-1 (1979).

(10) Ill. Ann. Stat. 122 § 26-1 (1962).

- (11) Project, *supra* note 9, at 1390. See, e. g., Shapiro v. Dorin, 199 Misc. 643, 99 N. Y. S. 2d 830 (1950); Kansas v. Garber, 197 Kan. 567, 419 P. 2d 896 (1966). 佐藤全「トヘラカ令衆国憲法と教育の自由」香川大学教育学部研究報告第1部[1971]87—9頁(一九七七年)参照。

(12) 北州法の下では、公立・私立学校での教育以外にも、州教育長による平等のための措置を取る場合には、校外での教育が許容されていた。ソリド、被告の弁護人は、審理に入る前に教育長に対して、トーマン教徒の家庭教育を学校教育と同等とみなすよう求める書面を送ったが、州教育長はそれを拒否した(調註111参照)。

(13) Arons は次のやうな主張を行つてゐる。多数意見は、世俗目的と宗教目的の区別を強調している。しかし、多数意見が示してゐる対立は、競争対協同、理性対知恵、機械文明対手工業といふものであつて、それは必ずしも宗教上の理由から対立に限定されねばではない。それ故、親の宗教上の自由に加へて世俗上の基本的な価値観も保護の対象とみなすべきである。(“The Separation of School and State: Prince Reconsidered,” 46 Harv. Educ. Rev. 76, 84-5 [1976])。

(14) 多数意見なりの点で Yoder 判決を後述の Prince 判決との区別とする(at 229-30)。

(15) See Project, *supra* note 9, at 1398; “Note: The Right to Education: A Constitutional Analysis,” 44 Cincinnati L. Rev. 796, 801 (1975).

(16) Yoder 判決前後の判決は一般に、宗教上の理由からの義務教育への犠牲牺牲を支持したものだ(“Developments in the Law—The Constitution and the Family,” 93 Harv. L. Rev. 1156, 1357 n. 43)。

(17) See Note, *supra* note 9, at 284.

(18) See Richards, “The Individual, the Family, and the Constitution: A Jurisprudential Perspective,” 55 N. Y. U. L. Rev. 1, 42-44 (1980).

(19) See Burt, “Developing Constitutional Rights of, in, and for Children,” 39 Law & Contemp. Prob. 118, 128(1975).

(20) Burt も、親の判断に従うかそれ以外の判断に従うのかという点で、子どもは心理的に揺れ動いているのや、子どもの見解を決定的とみなしえない、としている (*ibid.* 129-30)。

(21) ダグラス裁判官は脚註三(d)、監護に関する事件では一四オーブトの子どもでも田口の見解を表明する事が認められてゐるとしているが、監護権者の選択と家庭教育の選択とを同等視しらるのかという問題がある。

#### (b) 学校の選択

親は自己の子どもを教育する権利を有しているが、親個人のなしうる所には限界があるため、公教育制度が発達するに至った。その際に、親の側としては、自己の教育理念に合致したまたは質の高い公教育を子どもに受けさせたいとの要求を有しており、その要求が確固としたものであればあるほど、どのような学校に子どもを就学させるかは、親にとって重大な関心事となる。親の私立学校選択権については、上述のように、*Pierce* 判決によって憲法上の権利として認められているが、親の経済力が劣る場合には、事実上子どもを私立学校に就学させえないことになつてしまふ。

親(特に経済力が劣る親)の学校選択の巾を広げる試みの一例として、主に一九七〇年代に、証票(voucher)システムが提唱され(1)、注目を集めている。同システムは、親に学校選択権を付与する所によつて、学校間での競争を生じさせ、教育の質を高めようとするものである。提案されている同システムの内容は、論者によつて若干異なるが、一つの提案での基本原理は次のようなものである。(i) 教育証票局が設立され、同局は連邦、州、地方自治体からの基金を受領する。(ii) 同局は学齢期の子どもを有する家庭に、証票を発行する。証票の価値は、公立学校の生徒

一人当たりに必要な経費と同額であるが、低所得家庭への証票はその価値が高い。<sup>(iii)</sup> 親は就学ややたい学校名を同局に提出する。希望者が定員をオーバーした学校は、その半数については、人種差別にならないような方法で自由に決定しらる。残りの半数については、くじ引きを行う。選にもれた者は、他の定員割れの学校を選択しらる。<sup>(iv)</sup> 入学を認められた子どもの親は、証票を学校に提出する。学校は証票を同局に提出し、ひきかえに小切手を受けてくる。<sup>(2)</sup> このよだな証票システムに対しては、同システムによつて教育の質が高められるいとはならぬ、公費による私的目的の追求である、人種差別が増大する、国教樹立禁止条項に違反するなど、かなり強い批判が寄せられてゐる。それに加えて、同システムについては、参加対象学校に私立学校も含まれるのか、参加校に対してはどのような規制がなされるのか、希望者が特定の学校に集中した場合どうするのかなど、技術論的に詰めるべき点が残されてゐる。<sup>(3)</sup>

なお、証票システムは、一九七一年から数年間、キャリフオーリア州の Alum Rock 地区において、一部の公立学校に限定してではあるが、実験的に実施された。<sup>(4)</sup> その後同州では、全州的に証票システムを導入するための署名活動が展開されたが、一九八〇年の期限までに、必要な数の署名が集められなかつた。

(1) See, e.g., Coons & Sugarman, "Family Choice in Education: A Model State System for Vouchers," 59 Cal. L. Rev. 321 (1971).

(2) CENTER FOR THE STUDY OF PUBLIC POLICY, EDUCATIONAL VOUCHER 13-16 (1970) (in GOLDSTEIN & GEE, LAW & PUBLIC EDUCATION 1043-4 [1980]).

(3) See Sugarman, "Family Choice: The Next Step in the Quest for Equal Educational Opportunity?," 38Law & Contemp. Prob. 513 (1974); Olivas, "Information Access Inequities: A Fatal Flaw in Educational Voucher Plans," 10 J. of Law & Educ. 441 (1981); Solet, Education Vouchers: An Inquiry and Analysis," 1 J. of Law & Educ. 303 (1972).

(4) Olivas, ibid. 441; Sugarman, ibid. 555-9.

(5) キャニオナーリー州の詔勅ハバナ推進運動の詳細については、今村令子「教育バウチャー」高校教育展望一九八〇年五月号110頁参照。

## II. 親の拒否権

### (a) 課目の履習拒否

州は公立学校のカリキュラムを決定する全面的権限を有しているが、州法は一般にその枠組のみを規定し、その詳細についての決定を地方教育委員会に委ねている。<sup>(1)</sup> 特定の課目の履習拒否について、かなりの州法は、主に宗教上の理由からの拒否権を、明示的に付与している。<sup>(2)</sup> たとえば、テキサス州法は、すべての公立学校で生理学と衛生学が教えられねばならないとするが、「親または後見人および子どもが所属するといふの確立された教会もしくは宗派の宗教上の教え」と衝突するとの書面を、親または後見人が学校長に提出した場合には、その履習拒否が認められる、と規定している。<sup>(3)</sup> ハンマートン州法は、初等学校の生徒<sup>(4)</sup>に対しても毎日少なくとも110分間の体育の授業を受けるよう要求しているが、「宗教上の信念」に基づいて履習拒否が認められる、と規定している。<sup>(5)</sup> キアリーナ州法<sup>(6)</sup>は、親、政府<sup>(7)</sup>、米沢

州法<sup>(7)</sup>は、衛生、家族生活、性に関する授業が、親の宗教上の信念（それには道徳上の信念も含まれる）と衝突する場合には、親の書面による履習拒否が認められる、と規定している。なお、親の拒否権を規定する州法は、単数形で親と規定するものと複数形で両親と規定するものとに分かれている。

次に、課目の履習拒否に関する判例をみてみよう。カリキュラムに対する親の攻撃は、特定の課目への履習拒否と、カリキュラム自体の変更要求とに大別される。更に、前者は、親の思想、宗教上の価値観に基づく履習拒否と、教育方法上の理由（たとえば、子どもの現在の発達段階にとって他の課目の履習が必要であるとか、教え方が子どもに合わないなどの理由）に基づく履習拒否とに区別される。<sup>(8)</sup>

親によるカリキュラム攻撃の訴訟は、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、数多くなされ<sup>(9)</sup>、いくつかの事件で親の拒否権が支持された。そのほとんど<sup>(10)</sup>は、親の教育方法上の反対に基づく特定の課目の履習拒否であった。それらの事件では一般に、学校の秩序と効率および他の生徒の権利を侵害しない限り、履習拒否が認められるとされた。<sup>(11)</sup>その実質的根拠としては、(i) 親の方が教師や地方教育委員会よりも、子どもの精神的・肉体的能力及び将来の見込みについて熟知している。(ii) 親は肉親の情愛のために、教師や地方教育委員会よりも、子どもの利益になるように行為する、と考えられていた点があげられる。<sup>(12)</sup>特定の課目の履習拒否が支持された具体例としては、帳簿づけの手伝いをさせるのに不必要であるとしての地理の履習拒否<sup>(13)</sup>、親の学校時代と異なった方法で教えられているとしての文法の履習拒否、通学に時間がかかりすぎるとしての家庭科の履習拒否<sup>(14)</sup>、などがあげられる。<sup>(15)</sup>ただし、これらの事件では、州法の解釈等によって親の拒否権が支持されたのであって、親の拒否権が憲法上の権利として認められた

わけではなかつた。<sup>(17)</sup> また、この時期には、親の拒否権を否定した判決も多くみられ、州裁判所での判決が一定したものではなかつた点にも、留意する必要がある。

親によるカリキュラム攻撃の訴訟は、一九三〇年代から六〇年代後半にかけて、稀となつたが、一九六〇年代後半以降、再び増加している。<sup>(18)</sup> そいでの親の主張は、親の宗教の自由、教育権、プライバシー権の侵害などを理由とするものであるが、特定の課題の履習拒否を求める訴えも、カリキュラムの変更を求める訴えも、ほとんど成功していない。たとえば、*Davis v. Page* (385 F. Supp. 395 [1974]) において、視聴覚教具を使用する教室からの児童の退出を認めないと、親の宗教の自由と教育権を侵害するか否か等が争われた。<sup>(22)</sup> 連邦下級審は、親の権利は、子どもに適切な教育を与える州の利益と適切な教育を受ける子どもの権利とに対し、衡量されねばならないとする。そして、視聴覚教具はほとんどのすべての課題で用いられてるので、それを用いる教室からの退出を認める」とは実効的な教育の否定になるとし、退出禁止を支持している。また、性教育の授業を攻撃する訴訟も、ほとんど成功していない。<sup>(23)</sup>

なお、カリキュラムへの攻撃に加えて、授業で用いられる教科書等の教材への攻撃が、親によっていくつかなされているが、裁判所は一般に、教室内での思想の自由な交換の必要性を強調して、それを防げている。<sup>(24)</sup> たとえば、*Todd v. Rochester Community Schools* (41 Mich. App. 320, 200 N. W. 2d 90 [1972]) において、公立の中等学校の生徒の親が、授業でのある小説の使用が親の宗教の自由を侵害するなどとして、その小説の使用を禁止するよう求めた。それに対して州最高裁は、小説に宗教に言及している箇所があるからといってそのことからの修正

一条違反となるわけではないのであって、我々は個人的な不満によって表現の自由を窒息せねば、としでいる。特定の課目の履習拒否に関する主要な州法と判決は、上述のとおりであるが、この問題については、親の権利の侵害の性質や程度だけでなく、子ども自身の利益や見解を考慮することが必要である。子どもは、将来市民として自律した生活をおくるのに必要な基礎的学力をつける権利を有している。そこで、ある論者は、子どもが成人した際に、親と異なった人生を選びうる余地を残しておく必要があるので、親は思想、宗教上の価値観に基づく場合であらえども、市民としての判断能力を養うのに必要な基礎的課目（読み、書き、算術）については、履習拒否をなしえない、と主張している。<sup>(25)</sup> この主張については、どのような課目が基礎的課目にあたるのか、その課目を何年間どの程度まで教える必要があるのかなど、深めるべき点が残されている。ちなみに、前述の Yoder 判決は、読み、書き、算術の必要性を示唆している（at 212）。後述の West Virginia State Board of Education v. Barnette (319 U. S. 624 [1943]) は、歴史と立憲主義体制の授業の必要性を示唆している（at 631）。また、州法によつて履習拒否が認められている課目は、体育、衛生学、性教育などであつて、読み、書き、算術、立憲主義体制などの基礎的課目は、逆に必修課目とされていることが多い点に、留意する必要がある。また、それに加えて、子どもが年長である場合、子どもが成熟した判断能力を有し、子どもと親の見解が異なることがありうるので、親ではなく子ども自身に拒否権を認めるべきではないか、という点が問題となる。<sup>(26)</sup> この成熟性の法理の問題については、Yoder 判決で論じたのと同様の問題が生じる。

なお、教育方法上の理由に基づく履習拒否の場合には、修正一条違反の問題がほとんど生じないので、原則とし

教育委員会や教師の専門的判断が尊重されるべきである旨が述べられる。また、カリキュラム変更要求の場合<sup>(23)</sup>、他の結果は田口の予想よりはるかに大いに学校のやぐらの予測よりも及ばず。特定の親の要求によるカリキュラム変更の結果、他の者の修正一条の権利等が押されねばならないがおらへぬので、カリキュラム変更にいたゞき、特定の課題の履習拒否の場合<sup>(24)</sup>も異なった考慮が必要である。

(一) "Project—Education and the Law: State Interests and Individual Rights" 74 Mich. L. Rev. 1373, 1423-4 (1976).

(25) See, e. g., Fla. Stat. Ann. § 231. 09 (C) (1977); Iowa Code Ann. § 280. 14 (1949); La. Rev. Stat. R. S. 17: § 275-6, 281 (1982). 佐藤金全「米国の教育課程法制」東北大学教育学部年報111期111号(1977)参照。

(26) Hirschoff, "Parents and the Public School Curriculum: Is There a Right to Have One's Child Excused from Objectionable Instruction?", 50 S. Cal. L. Rev. 871, 893 & n 74 (1977).

(4) Tex. Code Ann. tit. 2 § 21. 104 (1972).

(5) Wash. Rev. Code Ann. 28 A. 05. 030 (1982).

(6) 子供の生徒として See ibid. 28 A. 05. 040.

(7) Cal. Educ. Code § 51240 (1978).

(8) Hirschoff, supra note 3, at 875.

(9) Project, supra note 1, at 1425.

(10) 例外的 Hardwick v. Board of School Trustees (54 Cal. App. 696, 205 P. 49 [1921]) によれば、親の宗教上の価値観に基づく履習拒否が支持されるべきである。

東京府立教育研究所 第一五期第11号

- (11) Hirschoff, *supra* note 3, at 886.
- (12) Hirschoff, *ibid.* 889.
- (13) Morrow v. Wood, 35 Wis. 59, 17 Am. Rep. 471 (1874).
- (14) State ex rel. Sheibley v. School Dist., 31 Neb. 552, 48 N. W. 393 (1891).
- (15) State ex rel. Kelly v. Ferguson, 95 Neb. 63, 144 N. W. 1039 (1914).
- (16) 「日本の母の判決の誰もがうなづかず、社会全「米国における親の教育権」森川太郎教育学部研究報告第1報國1甲第1長篇論文(一九七四年)参照。
- (17) GOLDSTEIN & GEE, LAW & PUBLIC EDUCATION 87 (1980). Hirschoff, *supra* note 3, at 888; Project, *supra* note 1, at 1425;
- (18) See "Comment: Sex Education: The Constitutional Limits of State Compulsion," 43 S. Cal. L. Rev. 548, 555-7 (1970).
- (19) Project, *supra* note 1, at 1425-6.
- (20) *Ibid.* 1440.
- (21) *Ibid.* 1435; Nahmod, "First Amendment Protection for Learning and Teaching: The Scope of Judicial Review," 5 Wayne L. Rev. 1479, 1508 (1972).
- (22) 本件やその原由は子供の教育権が、子供のための小学校であって宗教を選択する能力がないので、本件で実際は主張されるべきは、親の信教の自由の権利であるべきだ。
- (23) Project, *supra* note 1, at 1438; VALENTE, LAW IN THE SCHOOL 113 (1980). See, e. g., Citizens for Parental Right v. San Mateo County Board of Education, 51 Cal. App. 3d 1, 124 Cal Rptr. 68 (1975); Medeiros

v. Kiyosaki, 52 Hawaii 436, 478 P. 2d 314 (1970).

- (24) Project, *supra* note 1, at 1439-40. See, e. g., *Williams v. Board of Education of County of Kanawha*, 388 F. Supp. 93 (1975).

(25) 始業時の注釈なしの聖書朗読は際して生徒の退出する権利を認めた *People ex. rel. Vollmar v. Stanley* (81 Colo. 276, 255 p. 610 [1927]) は、十分が善良な市民たるのに不可欠な課田を除いて、親の拒絶権を認めよう。

(26) Hirschoff, *supra* note 3, at 926.

(27) See *ibid.* 924-6.

(28) *Ibid.* 958.

(29) See Project, *supra* note 1, at 1441.

#### (6) 行事の拒否

カリヨウムの直接の訴訟がほんにたれなかつた一九四〇、五〇年代において、公立学校での宗教的行事の訴訟が多くなれた。そいで親等が勝訴した事件の多くは、国教樹立禁止条項に依拠したものであった。<sup>(1)</sup> そりやは、親が書面で同意した児童に対して一週間に三〇分間授業を免除し学外からの聖職者による校内での宗教教育に参加させよ<sup>ト</sup>ロ<sup>ト</sup>ムを、国教樹立禁止条項に違反するとした *People of State of Illinois ex rel. McCollum v. Board of Education* (333 U. S. 203 [1948])<sup>ト</sup>、親が書面で同意した児童に対して一週間に一時間授業を免除<sup>ト</sup>シ<sup>ト</sup>外での宗教教育や行事に参加させよ<sup>ト</sup>ロ<sup>ト</sup>ムを、国教樹立禁止条項に違反しないとした *Zorach v. Clauson* (343 U. S. 306 [1952])<sup>ト</sup>、始業時の一分間の祈りの儀式（参加したくない者は不参加が認められた）を国

教樹立禁止条項に違反すふへした Engel v. Vitale (370 U. S. 421 [1962])' 始業時の注紙なほの聖書の朗誦(参加したくたゞ者には不参加が認められた)を国教樹立禁止条項に違反すふへした School District of Abington Township v. Schempp (374 U. S. 203 [1963]) たゞの連邦最高裁判決がみふれ。しかば、ノルマの判決の詳細は既に紹介せらるべの如く、ノルマ、ノルマ以上立ぬ入ひだんへどや。

ノルマ、West Virginia State Board of Education v. Barnette (319 U. S. 624 [1943]) ノルマのみ、論じぬるゝにほする。本件において、州教育委員会は、公立学校の教師と生徒に対し国旗礼拝を求め、それを拒否する生徒は停学処分をうけ、その親または後見人は起訴される、との規則を制定した。それに対して、ヨホザアの証人派の信者である親が、信教の自由、表現の自由等の侵害にあたるとして、規則の実施の中止を求めて出訴した。それに対し、ジャックソン多数意見は、次の如き述べて、違憲との判断を示した。政府はわが国の歴史、統治機構などを授業で教えるよう要求すまい。しかし、ノルマで問題となつてゐるのは、生徒にある信念を表明するノルマの強制である。州の教育機関には広範な裁量が認められるが、それは権利章典による制限をうける。われわれが自由な精神をその源で窒息せしめ、子供にもわれわれの政府の重要な原則を単なる決り文句として価値を低めて教えるべきでないのない、子供もが市民となるに必要な教育をうけうるよう、憲法上の個人の自由を丁重に保護せねばならない。国旗礼拝の強制は、教育委員会の権限に課せられた憲法上の限界を逸脱しており、修正一条がすべての政府の規制から守ふへとしむる知性と精神の領域への侵害にあたる。

ノルマ、Barnette 判決は、政府が支持する価値観による教条化からの自由を強調して、違憲との判断を示す。

トトト。たゞ、Barnette 事件は、(i)国旗礼拝を通じて特定の価値観をうけ入れるものの強制であるのではなく、(ii)カリキヤラムの場合のならぬやの教育上の価値が直接問題ではないにせど、上述のカリキヤラムに關する事件とは區別され。され故、Barnette 平然かの如然に、特定の課田の履職強制が違憲にならむの歸結が生じるふたりなど。<sup>(4)</sup>

(一) Nahmod, "First Amendment Protection for Learning and Teaching: The Scope of Judicial Review," 18 Wayne L. Rev. 1479, 1508-9 (1972); "Project—Education and the Law: State Interests and Individual Rights," 74 Mich. L. Rev. 1373, 1426-7 (1976).

(二) 濱原謙「トメニカシヨウタガム公教育と宗教」北九州大法政論集1〇期=1979頁(一九七八年)、千葉町「教育おへたの権利(十一)」北海道園大法政研究1五卷1979頁(一九七九年)、熊本信夫・トメニカシヨウタガム政教分離の原論1979頁(一九七八年)等参照。

(三) See Arons, "The Separation of School and State: Pierce Reconsidered," 46 Harv. Educ. Rev. 76, 87 (1976).

(四) Nahmod, supra note 1, at 1508-9; Project, supra note 1, at 1446-7; Hirschoff, "Parents and the Public School Curriculum: Is There a Right to Have One's Child Excused from Objectionable Instruction ?," 50 S. Cal. L. Rev. 871, 912-3 (1977).

#### 四、親の参加権

##### (a) 障害児の親の参加

自[1]の子どもの教育内容の決定プロセスへの親の参加という問題が、最近クローズ・アップされている。<sup>(1)</sup>その最たるもののが、障害児の親の参加権である。それは、いくつかの判例において、また、連邦法、州法等によつて認められてゐる。たとえば、Mills v. Board of Education of District of Columbia (348 F. Supp. 866 [1972]) は、(i)子どものニーズに応じた代替教育が与えられ、(ii)憲法上適切な事前聴聞、及び、子どもの現状、進歩、代替教育の適切性についての定期的検査がなされない限り、いかなる学齢児も公立の普通学校から排除されなければならないとする。そして、子どもの措置決定に際しては、(i)書面での告知を受ける権利、(ii)親にとって都合がよしと合理的にみなしらる時、場所で聴聞をうける権利、(iii)教育記録へアクセスする権利、(iv)独立した聴聞官によつて聴聞をうける権利、(v)聴聞に際して証拠や証人を提示する権利、などの手続権利が保障されねばならないとしている。

これらの判決の影響もあって、一九七五年には連邦レベルで、全障害児教育法が制定されるに至った。同法は、連邦補助金交付の条件として、次のような手続的保護を障害児の親または後見人に与えるよう、州や地方の教育機関に要求している。(i)障害児の確認、評価、措置決定および無償の適切な公教育の提供に関するすべての記録を閲覧し、独自の教育評価を得る機会<sup>(5)</sup>（親が教育機関による評価に納得しない場合には、公費で「場合によつては私費で」）当該教育機関に雇用されていない有資格者による独自の教育評価を得る機会が与えられ、その評価は教育機関

によつて考慮されねばならず、聴聞で証拠として提出しうる<sup>(6)</sup>、(ii) 親または後見人がいない場合の代理人の指定<sup>(7)</sup>、(iii) 措置等の教育の開始、変更、その拒否についての事前の書面（原則として母国語）での告知<sup>(8)</sup>（なお、措置教育のための評価と措置教育の開始に際しては、親の同意が必要である。州法が親の同意を要求しているにもかかわらず同意が得れない場合には、州は、措置教育を行う権限を州に付与するとの裁判所の命令を得るなどの手続をとらねばならない<sup>(9)</sup>）、(iv) 障害児の確認、評価、措置決定、および無償の適切な公教育の提供に関する苦情を申し立てる機会<sup>(10)</sup>、(v) その際に、州または地方の教育機関の公務員（当該障害児の教育に携わる教育機関の公務員を除く）によつてなされる公正な聴聞をうける機会<sup>(11)</sup>（なお、地方教育機関は聴聞要求の受領後四五日以内に、州教育機関は三〇日以内に、聴聞を行わねばならない<sup>(12)</sup>）、(vi) 地方教育機関による聴聞での事実認定、決定に不服のある場合、州の教育機関による公正な聴聞をうける機会<sup>(13)</sup>、(vii) 地方および州の教育機関による聴聞に際して、弁護人と専門家を伴う権利、(viii) 聽聞に際して、証拠を提出し、対決し、反対尋問し、証人の出席を求める権利と、事実認定、決定を含む聴聞記録にアクセスする権利<sup>(14)</sup>（それらに加えて、子どもを聴聞に参加させ、聴聞を公開させる権利も認められている<sup>(15)</sup>）。そして最終的には、聴聞での事実認定、決定に不服のある当事者は、裁判所に出訴できる<sup>(16)</sup>、とされて いる。

更に同法は、地方の教育機関に対して、学年の開始時に個々の障害児のための個別教育プログラムを作製し、少なくとも毎年それをみなおすよう、要求している<sup>(17)</sup>。そして、その作製には、地方教育機関の代表、担当教員、親または後見人、適切な場合には子どもの参加が必要としている<sup>(18)</sup>。なお、個別教育プログラムには、(i)児童の現在の学力、(ii)短期および年間の学習目標、(iii)学校が提供する特殊教育サービスと児童が普通教育プログラムに参加できる

範囲、(iv)特殊教育サービス提供の開始時とその期間、(v)学習目標達成状況の評価基準、評価手続、予定表が含まれなければならぬ。<sup>(19)</sup> また、個別教育プログラムの作製に際して、親による教育記録へのアクセス権と訂正請求権が認められてゐる。<sup>(20)</sup> このような個別教育プログラム作製への親の参加が認められたことは、手続的保護における劇的な変化を示してゐる。<sup>(21)</sup>

州法については、全障害児教育法制定時に、11州が州法で、それに加えて13州が規則で、手続的保護を規定してゐたが、1979年現在で、11州が州法で、事実上すべての州が規則で、手続的保護を規定している。<sup>(22)</sup>

(1) See SCHIMMEL & FISCHER, THE RIGHTS OF PARENTS 75-6 (1977).

(2) 土屋聰司「権利としての障害児教育をめぐらし」シナリオノハタク五八頁（一九八一年）同「障害児教育への親のかかわり方」シナリオハタク一〇〇頁（一九八一年）参照。

(3) See, e. g., Pennsylvania Association for Retarded Children v. Commonwealth of Pennsylvania, 334 F. Supp. 1257 (1971), 343 F. Supp. 279 (1972).

(4) 全障害児教育法以前の連邦法については、土屋、前掲註(2)六一頁、それ以降の連邦法については、土屋「障害者教育法〔〕」外国の立法〔〕巻四号一八七頁、五号一七六頁（一九八四年）参照。また、全障害児教育法および一九七三年リベラリティーン<sup>m</sup>法第五〇四条については、矢吹芳洋「アメリカ合衆国の障害児教育に関する連邦法及び判決についての考察」専修大学経済法〔〕九号一三七頁（一九八四年）参照。

(5) 20 U. S. C. A. § 1415 (b) (1) (A).

(6) 45 C. F. R. § 121 a. 503 (b), (c) (1978).

(7) 20 U. S. C. A. § 1415 (b) (1) (B).

- (<sup>20</sup>) 20 U. S. C. A. § 1415 (b) (1) (C), (D), (G) 45 C. F. R. § 121 a. 504 (b), (C) & Comment (1978).
- (<sup>21</sup>) 20 U. S. C. A. § 1415 (b) (1) (E). 20 U. S. C. A. § 1415 (b) (2).
- (<sup>22</sup>) 45 C. F. R. § 121 a. 512 (1978).
- (<sup>23</sup>) 20 U. S. C. A. § 1415 (c).
- (<sup>24</sup>) 20 U. S. C. A. § 1415 (d).
- (<sup>25</sup>) 45 C. F. R. § 121 a. 508 (b) (1978).
- (<sup>26</sup>) 20 U. S. C. A. § 1415 (e).
- (<sup>27</sup>) 20 U. S. C. A. § 1414 (a) (5).
- (<sup>28</sup>) 20 U. S. C. A. § 1401 (19).
- (<sup>29</sup>) Ibid.
- (<sup>30</sup>) 45 C. F. R. § 121 a. 562, 567 (1978).
- (<sup>31</sup>) Blakely, "Judicial and Legislative Attitudes Toward the Right to an Equal Education for the Handicapped," 40 Ohio St. L. J. 603, 623 (1979).
- (<sup>32</sup>) Ibid. 621-2. See, e. g. Ill. Schools Code § 14-8. 02. (supp. 1982-3).

(b) 携語を語や暴力を含む生徒の親の参加

一九七四年は開拓された<sup>(1)</sup>一ヶ国語併用法<sup>(2)</sup>が、英語を語や暴力を含む生徒のための特別教育を行へ初等・中等の教  
育機関、親、政府と米国

育機関に対し、連邦補助金を与えると規定している。それをうけた連邦規則<sup>(2)</sup>は、補助金をうける条件の一つとして、二ヶ国語併用プログラムへの参加権を次のように規定している。<sup>(3)</sup> (i) 当該教育機関は、英語を話す能力に劣る生徒の親、教師、中等学校の生徒（当該プログラムが中等学校で実施される場合）、その他の利害関係人と、補助金申請計画について協議する手続を、規定せねばならない。 (ii) 当該教育機関は、当該プログラムの運営について定期的に、英語を話す能力に劣る生徒の親、および親によって選ばれた者からなる地域諮問委員会（中等学校のプログラムについては中等学校の生徒の代表者からなる地域諮問委員会）と、公開の協議を定期的に行わねばならない。

一九七四以降に制定された州法の多く<sup>(4)</sup>は、一〇人以上の生徒の親からの要求があれば、原則として二ヶ国語併用プログラムを実施せねばならないとしている。たとえば、マサチューセッツ州法<sup>(5)</sup>は、次のように規定している。英語を話す能力に劣る生徒が二〇人以上いる場合、各教育委員会は二ヶ国語併用プログラムを設定せねばならない。教育委員会は、当該プログラムに登録された生徒の親に対して、(i)当該プログラムの目的、方法、内容、(ii)その授業を参観し、その教育内容について学校側と協議する権利を親が有していり、(iii)当該プログラムに子どもを参加させない権利を親が有していり、<sup>(6)</sup> (iv)当該プログラムに子どもを参

(1) 20 U. S. C. A. § 880 b et seq.

(2) 45 C. F. R. § 123. 17 (1978).

(3) See SCHIMMEL & FISHER, THE RIGHT OF PARENTS 105-6 (1977).

(4) "Note: Supplemental Language Instruction for Students with Limited English-Speaking Ability: The Relationship between the Right and the Remedy," 61 Wash. U. L. Q. 415, 419 n. 28.

(15) Mass. Gen. Law Ann. 71 A § 2, 3 (1982).

(16) やれど以外に11ヶ国語併用プログラムの実施を規定する法律として、See N. Y. Educ. Laws § 3204 (supp 1983-4); Ariz. Rev. Stat. Ann. § 15-202 (1975).

### (c) 低所得家庭の親の参加<sup>(1)</sup>

初等中等教育法は、低所得家庭の子どものための特別の教育プログラムを行う地方教育機関に対して、連邦補助金を与えると規定している。<sup>(2)</sup>それをうけた連邦規則は、補助金をうける条件の一ひとこじ、その委員の過半数が、現在同プログラムに参加しているか翌年参加する生徒の親からなる諮問委員会を作り（当該地域のすべての生徒の親は委員の選挙に参加できる）、同プログラムの作製、運営等について、同委員会が教育機関に勧告を行う機会を保障するよう要求している（やぐらの生徒の親は、同委員会に自己の見解を述べる機会が与えられる）。それに加えて連邦規則は、地方教育機関に対して、個々の生徒のための個別教育プログラムを作製するよう要求し、それには当該教育機関、親または後見人、（適切な場合には）当該生徒の同意が必要であるとしている。<sup>(3)</sup>しかし、このよべな親の参加の要件は、地方教育機関においてあまり守られていない、との指摘がなされている。<sup>(4)</sup>

(1) See SCHIMMEL & FISCHER, THE RIGHTS OF PARENTS 104-5 (1977).

(2) 20 U. S. C. A. § 241 a et seq.

(3) 45 C. F. R. § 116 a. 25 (1978).

(4) 45 C. F. R. § 116. 47 (1978).

(n) Martinez, "Poor People and Public Education in America: An Overview of the Impact of OEO Legal Services Agencies on Public Education," 4 J. of L. & Educ. 337, 343 (1975).

(d) 一般教育プログラムへの親の参加

上述のように、連邦法および一定の州法は、障害児、英語を話す能力に劣る子ども、低所得家庭の子ども、困難な状況に置かれている子どもの親の参加権を、手厚く保護している。しかし、それ以外にも、いくつかの連邦法および州法等において、一般教育プログラムへの親や一般市民の参加権が規定されている。<sup>(1)</sup>たとえば、参加の前提となる自己の子どもの教育情報へアクセスする親の権利については、「家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律」<sup>(2)</sup>（いわゆるバックレイ修正法）や一定の州法<sup>(3)</sup>において、保障されている。教科書の選定について<sup>(4)</sup>は、親や一般市民が、教科書選定委員会に委員として参加しらる場合がある。たとえば、アラバマ州法<sup>(5)</sup>は、州の教科書選定委員会は一六名の委員から構成されるが、そのうちの一一名は教育職に就いている者以外から選ばねばならない、と規定している。また、教育委員会に対して勧告を行うための機関として勧告委員会が州や地方レベルで数多く設置され、そこに親や一般市民が参加している。たとえば、コロラド州法<sup>(6)</sup>は、学校区内とに勧告委員会が設置され、その委員は少くとも各一名の親、教師、学校管理者、納税者から構成されねばならない、と規定している。また、課田等の決定への参加については、アサチューセン州法<sup>(8)</sup>が、次のように規定している。一五〇人以上の生徒を有する公立学校において、三〇人以上または五バーセント以上の生徒の親が、正規のカリキュラム外の課田を

教えるよう書面で要求し、それを教える資格を有する教師が存在し、教育委員の三分の一以上が賛成した場合、当該課目が教えられねばならない。また、アイオア州法は、<sup>(9)</sup>教科書の変更、課目の増加等の決定について、学校区の住民による投票にはからねばならぬ」と規定してゐる。

最後に、上述のように、親の参加権はいくつかの法律によって規定されてゐるが、これらの参加権を憲法上の権利として構成しうるか否かが問題となる。この点につき、障害児の措置決定のよろど、誤った決定が子どもに対し取り返しのつかない重大な損害を生じやせぬような場合には、参加権を保障しないことが手続的デュー・プロセス違反となる余地がありうるものと思われる。

- (一) その詳細については、See DAVIES, UPTON, CLASBY, BAXTER, POWERS & ZERCHYKOV, FEDERAL AND STATE IMPACT ON CITIZEN PARTICIPATION IN THE SCHOOLS (1979); NELSON, THE EXTENT OF CITIZEN PARTICIPATION IN EDUCATIONAL POLICY MAKING IN IDAHO SCHOOL DISTRICTS (1970). 岩井由美「地方教育行政組織改革」日本教育学会会報・教育改革の動向と教育法(三頁)(一九八四年)参照。
- (2) 同法の詳細については、荏原明則「教育情報の公開とハイバシーの保護」神戸学院法学111卷11号111頁(一九八一年)参照。
- (3) See, e. g., Cal. Educ. Code Ann. § 49060 et seq. (1978).
- (4) 詳細は、今林令子「アメリカ合衆国の教科書事情」法セミナー(1970)170頁(一九八一年)参照。
- (5) Code of Alabama § 16-36-2 (1975).
- (6) See DAVIES, supra note 1, at 32-53.
- (7) Colorado Rev. Stat. 22-7-104 (1973).

- (8) Mass. Gen. Law Ann. 71 § 13 (1982).  
(9) Iowa Code Ann. 277. 1, 278. 1 (1972).

## 五、親と政府の関係

### (a) 政府の教育権限<sup>(1)</sup>

政府の教育権限の根拠として伝統的に用いられてきた理論に、親による信託論<sup>(2)</sup>がある。この理論は、次のようなブラックストーンの古典的見解に依拠しながら、学校当局は親の默示の信託により生徒が学校にいる間は親の権限を全面的に行使しようとする。<sup>(3)</sup>たしかに、「[親は]自身の権限の一部を、自身の生存中に、子どもの家庭教師または教師に信託しよう。信託をうけた教師は、親の立場に立ち (in loco parentis)、自身に委ねられた親の権限、すなわち拘束と懲罰の権限を、自己が雇用された目的にこたえるのに必要な範囲で、有する」<sup>(4)</sup>ことになる」と述べている。しかし、この表現については、次の三点に留意する必要がある。第一に、「拘束と懲罰の権限」と述べられているように、親による信託論は伝統的に、生徒の非行に対する合理的な体罰の使用への正当化事由として用いられてきたのであって、学校当局の教育権限全般の正当化事由とはされてこなかった。第二に、「信託しうる」と述べられているように、この法理は親による任意の信託を前提としており、親は教師に不満がある場合にはいつでも、教師との関係を打ち切ることができた。しかし、現在のような義務教育制度の下では、親は任意に自身の権限を学校当局に信託したとはいえない。第三に、ブラックストーンは、学校当局は教育上の責務

を果たすのに必要な限りで親の権限の一部を行使しうるとしているのであって、学校当局が完全に親にとつてかわ  
りうることを意味するのではない。<sup>(7)</sup>

このように、信託論を用いることによつて、公教育の内容には親は全く関与しえないとするのには、問題がある。親は自己の価値観に従つて子どもを教育する権利を有している。親は公教育に対しても、子どもの利益保護の観点から一定の制約をうけるけれども、憲法上または法律上の権利として、上述のような選択権、拒否権、参加権を行使しうる。

次に、教育を含めて家族関係一般への政府の介入の根拠として主張される伝統的理論に、ポリス・パワーとパレンス・パトリエ<sup>(8)</sup> (parens patriae) の理論がある。<sup>(9)</sup> ポリス・パワーガ、公衆の衛生、完全、モラル、一般福祉を促進するための政府の全権的権限であるのに対して、パレンス・パトリエ権限は、自らの最善の利益になるよう行為する能力に欠ける子どもや精神障害者のような人々を保護するための政府の限定的な保護主義的(paternalistic)<sup>(10)</sup> 権限である。<sup>(11)</sup> 政府は、パレンス・パトリエ権限の下で、成人に対しては許容されえないような制約を子どもに課し  
うる。しかし他方で、パレンス・パトリエ権限の行使に対しては、手続的権利、プライバシーの権利などの子ども自身の憲法上の権利による制約<sup>(12)</sup> に加えて、次のような制約が課せられている。第一に、この法理は、子どもが成熟した判断能力を有していないことを前提としている。<sup>(13)</sup> しかし、子どもの中には成熟した判断能力を有している者もいるので、彼らをどのように扱うのかが問題となる。第二に、家庭内での自律の尊重という視点から、政府が家族関係に介入するには、親が適切な養育を行おうとしていないか行いえないことを立証せねばならない。第三に、

ペレンス・ペトリエ権限は、子どもの最善の利益を促進するためのみ、行使されねばならない。<sup>(14)</sup>

ペレンス・ペトリエの法理は、一九六〇年代にいくつかの攻撃をうけた。<sup>(15)</sup> その一つである *In re Gault* (387 U.S. 1 [1967]) は、ペレンス・ペトリエの言葉の意味がはつきりせず、その歴史的意味と現在の関連性が疑わしい(at 16) と述べている(ただし、後述するように、同判決はペレンス・ペトリエの理念それ自体を否定したものは解しえない)。そのため、その後のいくつかの州裁判所と連邦下級審は、*Gault* 判決がペレンス・ペトリエの法理を否定したと解した。しかし、その後の連邦最高裁判決は、子どもを保護するために政府が介入しうる限り自体は認めている。<sup>(16)</sup> ペレンス・ペトリエ権限による介入だから許容されるとの単純な主張は、もはや通用しないが、子どもの最善の利益を保護するために政府が介入しうるとの法理自体は、否定しえないように思われる。<sup>(17)</sup> 問題は、いかなる情況下での政府の介入が許容されうるのかという点にある。この点を確定するためには、公教育における親と政府の関係だけでなく、政府による子どもの権利の侵害、医療における政府の家族関係への介入などの事例を総合的に検討したうえで、子どもの権利と政府権限との対抗関係、成熟した未成年者の法理、子どもの最善の利益の法理などの問題を、深めることが必要となる。これらの点の検討は、第二章、第三章で行うことにするが、その際に、ペレンス・ペトリエ権限による政府の介入には、(i) 親が社会の害悪から子どもの保護しえない場合の政府の介入、(ii) 親による虐待や遺棄などから子どものを保護するための政府の介入、ところへ(i)の型がある」とい、留意する必要がある。<sup>(18)</sup>

(1) アメリカ法においては一般に、「教師」も「政府」の中に含められて論じられてくるので、(i)とは一応それに従う。

ルサリヤル。ルルル、「教壇」ル「政府」ルヨウルアカム「親シルルル」の、教育権ルヒトドガ、別嬪ド隠シルアカム。

- (2) See, e. g., "Note: Procedural Due Process in Public Schools: The 'Thicket' of *Goss v. Lopez*," [1976] Wis. L. Rev. 934, 943-4.

(3) See Goldstein, "The Scope and Sources of School Board Authority to Regulate Student Conduct and Status: A Nonconstitutional Analysis," 117 U. Pa. L. Rev. 373, 377 (1969).

(4) BLACKSTONE, COMMENTARIES 453. See *ibid.* 379.

(5) Goldstein, *supra* note 3, at 379.

(6) Buss, "Procedural Due Process for School Discipline: Probing the Constitutional Outline," 119 U. Pa. L. Rev. 545, 559-60 (1971).

(7) Goldstein, *supra* note 3, at 380.

(8) ルスルル・ルスルル「権限の起源」ル「キヨハセヒツヒツル」主の統治權ル(11111—1110年)の精神尊崇相<sup>レ</sup>、  
奴<sup>レ</sup>の國王の後世権限<sup>レ</sup>求ム<sup>レ</sup>、やがて11111國王のPrerogative Regis<sup>レ</sup>ル、出張<sup>レ</sup>權<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>いた(Custer, "The  
Origins of the Doctrine of *Patens Patriae*," 27 Emory L. J. 195 [1978]. See Gelfand, "Authority and Autonomy:  
The State, the Individual and Family," 33 U. of Miami L. Rev. 125, 144 [1978])。ナシルマジテ<sup>レ</sup>、  
ルスル權限の起源<sup>レ</sup>、1回半紀未<sup>レ</sup>、1回半紀未<sup>レ</sup>の封建的<sup>レ</sup>土地保有制度<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>いた。やがて<sup>レ</sup>、領臣の相続人  
が未成年者である場合<sup>レ</sup>は、領主が当該土地<sup>レ</sup>の利益を得<sup>レ</sup>かね<sup>レ</sup>、未成年者には騎士の奉行義務等が課せられた<sup>レ</sup>。  
やがて<sup>レ</sup>、領主が未成年者の結婚を決定する権限<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>、未成年者がそれに従わない場合には、金錢<sup>レ</sup>での罰金  
を支拂わねばならぬ<sup>レ</sup>やられた(Custer, at 196-9. See Gogan, "Juvenile Law, Before and After the Entrance of  
'parens patriae,'" 22 South Carolina L. Rev. 147, 148 [1970])。その後、イギリスの衡平法裁判所<sup>レ</sup>、倫理<sup>レ</sup>ア<sup>レ</sup>め<sup>レ</sup>盡

産を有するが血のつながった後親人を有しないかは控訴の点、ボンバー・エリック権限が行使されたが、一方其の初期以降、一般的に私人間で子どもの財産や監護権が争われてこの場合にも、ボンバー・エリック権限を行使するようになつた。それに対して、一九世紀のアメリカの裁判所は、私人間での監護権の争いに加えて、政府と私人との間での監護権の争いもあれば、児童権限を行使する所へもなつた。<sup>(7)</sup> (“Developments in the Law—The Constitution and the Family,” 93 Harv. L. Rev. 1156, 1221-2 & n. 153 [1980]. See Rendleman, “*Parents Patriae: From Chancery to the Juvenile Court,*” 23 South Carolina L. Rev. 205, 219, 223 [1971]). ものの後、トマス・クラーク・クレインfeld, “The Balance of Power Among Infants, their Parents and the State,” 5 Fam. L. Q. 64, 93 [1971]; Munson, “Toward a Standard of Informed Consent by the Adolescent in Medical Treatment Decisions,” 85 Dick. L. Rev. 431, 434 [1981]).

(σ) Developments,—Constitution and Family, ibid. 1198; “Note: The Minor’s Right to Abortion and the Requirement of Parental Consent,” 60 Va. L. Rev. 305, 320-1 (1974).

(10) ブルーナー・バーマー「一般の法律」中村直美「ブルーナー・バーマーの概論」民事法の講義第1回(1981年)、同「裁判官による判例」1981年度法事年報[1]七回、宇田早生「私事へ巡回法事」昭和一九七八九年五月四日～一九八〇年一月四日～高等巡回。See SARTORIUS, PATERNALISM (1983).

(11) Developments in the Law—The Constitution and the Family, supra note 8, at 1198-9; Gelfand, supra note 8, at 136.

(12) See Developments in the Law—The Constitution and the Family, supra note 8, at 1227-42.

(13) Kleinfeld, supra note 8, at 69.

(14) Developments in the Law—The Constitution and the Family, supra note 8, at 1201-2, 1219-20.

(15) Note, *supra* note 2, at 945.

(16) See, e. g., *Ginsberg v. New York*, 390 U. S. 629 (1968); *Parham v. J. R.*, 442 U. S. 584 (1979).

(17) Kleinfeld, *supra* note 8, at 68; Keiter, "Privacy, Children, and Their Parents: Reflections On and Beyond the Supreme Court's Approach," 66 Minn. L. Rev. 459, 499-500 (1982).

(18) Keiter, *ibid.*

(19) Gelfand, *supra* note 8, at 148.

#### (b) 親の教育権

「マ・ローリー・子供の対する親の権利は、公序に反しない限り、子供のやぐらの生活領域に及ぶべし」<sup>(1)</sup>、親の権利は、子供を養育、保護する親の義務から生じるのみならなかった。マ・ローリー・子供、親の教育権は自然権とみなされていたが、その後、Meyer 判決や Pierce 判決では、親の教育権の明文上の根拠として、修正1回条のデーター・パロセス条項があげられたくなつた。しかし、権利章典がデーター・パロセス条項を通じて州にも適用されるべきなられるようになつて以降は、主に、表現の自由、信教の自由、プライバシーの権利が、その根拠としてあげられたくなつた。たとえば、*Griswold v. Connecticut* (381 U. S. 479 [1965]) は、子供の教育を認めた明文規定は存在しないが、親の教育権は修正1条によつて保護されるべきである(at 482-3)<sup>(2)</sup>。*Roe v. Wade* (410 U. S. 113 [1973]) は、プライバシーの権利に親の教育権が包含されるべきである(at 152-3)<sup>(3)</sup>。*Runyon v. McCrary* (427 U. S. 160 [1976]) は、親の学校選択権は修正1条によつて保護されるべきである。

このように、親の教育権は憲法上確立されたものとなつてゐるが、それは、(i)他の者(子ども)をコントロールする権利であり、(ii)自己の利益になるような教育をうける子どもの権利から派生したという側面を有し、(iii)親としての義務の遂行と密接に関連し義務の遂行を条件としている点で、憲法上の権利の中では異質であり、必ずしも独立した権利とはみなしえない側面がある。それ故、親の教育権を認めるに際しては、子どもの権利保護の視点からの注意が払わなければならぬ。しかし、そのことは、親の教育権が子どもの権利からの全面的な派生物であることを意味するものではない。いいかえるならば、親の教育権の存在根拠のすべてが、子どもの福祉の保護にあるわけではない。<sup>(7)</sup>ある論者によれば、親の教育権が認められる実質的根拠としては、それが(i)子どもの教育を通じて自己実現を達成する親の利益、(ii)子どもに対して最も愛情と親密さを有する者によって育てられる子どもの利益、<sup>(8)</sup>(iii)多元主義を維持する社会の利益、に仕える点があげられる。すなわち、子どもを教育する親の権利が認められなければ、結婚する権利や子どもを作るか否かを決定する権利は、はるかに価値の低いものとなつてしまふ。自己の信念や価値観を子どもに伝え、子どもの要求に応え、子どもの可能性を実現させることは、親の人生を充実したものにする。また、親は一般に、子どもの個性や要求を熟知しており、その愛情のために子どもの最善の利益になるよう行為する考え方で、親の教育権を認めるとは、子どもの利益にもなる。また、一般に、親の教育権を認めることは、政府が子どもを規格化することを妨げ、社会の多元主義の維持にもつながる、とされる。<sup>(9)</sup>

それ故、親の教育権の範囲を確定するには、政府の権限の範囲の確定の場合と同様、親や政府だけでなく子どもにも目を向ける必要がある。すなわち、まず第一に、子ども自身の利益の分析が必要となる。実際の訴訟において、

親の側も政府の側も、自己の教育権や教育権限を認めることが「子どもの最善の利益」になるとの主張を行う。<sup>(10)</sup>しかし、「子どもの最善の利益」という文言だけでは、特定の情況下でそれが何であるのかを確定するのにほとんど役立たないので、<sup>(11)</sup>「子どもの最善の利益」についての具体的脈絡に即した分析が必要になる（たとえば、今まで論じてきた公教育と親の教育権の脈絡に即していえば、子どもに基盤的な教育を与えずに将来の選択能力を奪つてしまふような親の教育権の行使は、「子どもの最善の利益」に反するといえよう）。第二に、子どもと親の一体性という問題に注視する必要がある。なぜならば、親が政府と争う事例や子ども自身が当事者となって政府と争う事例において、子どもと親が一体となって、政府と対立していることが多いからである。そこで、第二章で政府による子どもの権利の侵害という問題を分折するに際して、子どもと親の一体性という問題にも、焦点をあてることする。第三に、逆に、子どもと親の対立という問題にも注視する必要がある。なぜならば、成熟した判断能力を有する子どもとの見解や利益と親のそれとが一致しない場合も、例外的に生じうるからである。そこで、子どもと親の対立という問題を分折することが必要となるが、その問題は医療領域において最も顕著に現われているので、その点の総合的検討は、第三章で行うことにする（もちろん、医療領域での法理が、そのまま公教育領域に妥当するわけではないけれども、医療領域での分析の手法は、参考になると思われる）。

なお、親の教育権については、上述の点以外にも、次のような点が問題となりうる。第一は、子どもの権利侵害を主張する親の適格性の問題である。<sup>(12)</sup>親の教育権の侵害を主張する適格性が親に認められることは当然であるが、それに加えて、子どもの権利侵害を主張する適格性が常に親に認められるのであろうか。この点については、通常

は、親と子どもの利益は一体となり、相互に関連しあつてゐるの<sup>(14)</sup>で、一方への侵害は同時に他方への侵害となる。しかし例外的に、成熟した判断能力を有する子どもが自らの権利を援用されることに反対してゐる場合とか、親と子どもの利益が反するような場合には、子どもの権利侵害を主張する親の適格性が問題とななりうる。

第一は、訴訟遂行に際しての子どもの親の関係である。通常、子どもが訴訟当事者である場合には、親が子どものかわりで訴訟を遂行するといふことである<sup>(15)</sup>。その際に、親が子どもの意向に従つて訴訟を遂行するいふの保障は、あるのであらうか。ある論者によれば、その唯一の保障は、子どもの利益が親によつて侵害される場合に、裁判所が親にかえて訴訟のための後見人を新たに任命するいふである<sup>(16)</sup>、とわれね。

第三は、政府の教育権限の行使に対し、父親（または母親）が反対しているが母親（または父親）は賛成してゐるという場合、どのように考えるのか、という問題である。従来は、父親と母親とは一体とみなされ得たが、両者の教育上の信念が異なることもあり<sup>(17)</sup>、州法が、一方の親の意向によつて学校での性教育の授業を拒否しようと、未婚の未成年者の妊娠中絶に際しては一方の親の同意で足りると規定してゐる場合には、この点は問題ではない。しかし、そのような規定がない場合には、どのように考えぬくわであらうか。

(→) "Note: The Minor's Right to Abortion and the Requirement of Parental Consent," 60 Va. L. Rev. 305, 319  
-20 (1974).

(c) "Note: Parental Rights: Educational Alternatives and Curriculum Control," 36 Wash. & Lee L. Rev. 277,  
277-8 (1979).

(∞) See *ibid.* 280 & n. 22; Hirschoff, "Parents and the Public School Curriculum: Is There a Right to Have One's Child Excused from Objectionable Instruction?", 50 S. Cal. L. Rev. 871, 899 & n. 97 (1977).

(+) "Developments in the Law—The Constitution and the Family," 93 Harv. L. Rev. 1156, 1352-3 (1980).  
(o) See Garvey, "Freedom and Choice in Constitutional Law," 94 Harv. L. Rev. 1756, 1781 (1981). ジャーヴィス

も、中川良延教授は、「親の教育権は、たゞもたらすがままの教育を受ける権利を実現する義務であり、子供の権利が親に対してだけではなく、国家社会に向けられるべきかあるいはしないか、親の義務が権利的色彩をもつてゐるに違たぬ」との指摘を行なっている(「親権における教育を受ける権利」北大法學論集[同類][同題]〔一九六四年〕)。

(e) Watts, "Parent, Child, and the Decision to Abort: A Critique of the Supreme Court's Statutory Proposal in Bellotti v. Baird," 52 S. Cal. L. Rev. 1869, 1877-8 (1979).

(e) *Ibid.* 1881.

(o) Developments in the Law—The Constitution and the Family *supra* note 4, at 1353-4.

(o) 親の教育権といふよりも、子供の利益保護の観点からの制限をいたす。この点は、公教育に関する事例ではないが、Prince v. Commonwealth of Massachusetts (321 U. S. 158 [1944]) によると、示されたところ。本件は、Hホヴァーの訴人派の信者である後見人が、11歳未満の男の子または18歳未満の女子に雑誌等の販売をやめさせることを禁じる州法に違反して、九歳の姪の姪の姪のHホヴァーの訴人派の信者である)に宗教雑誌を販売せしめたとして起訴された事例である。ハーリーのハーリー・ジョンソン法廷意見は、次のように述べて、回送を容認している。子供の信教の自由と、個人の宗教上の信念との自由を教育する親の自由が、Pierce 判決と Barnette 判決などによって認められており、認められていない。これらの判決は、「州が介入しない家庭生活の私的領域」(at 166) を尊重している。しかし、親の自由は無制限に認められるわけではなく、州は、子供の福祉を保護するため、親の自由を制限する広範な権限を有している。子供の行為に対する州の規制

権限が、成年人に対する強制的手段。親が子の宗教権に対する干渉は、十分な躊躇猶予を設けてはならない。

- (2) See "Comment: Parent versus Child: H. L. v. Matheson and the New Abortion Litigation," [1982] Wis. L. Rev. 75, 103.

(11) "Note: State Intrusion into Family Affairs: Justifications and Limitations," 26 Stan. L. Rev. 1383, 1391 (1974).

- (12) See Garvey, "Children and the First Amendment," 57 Tex. L. Rev. 321, 330 (1979); Richards, "The Individual, the Family, and the Constitution: A Jurisprudential Perspective," 55 N. Y. U. L. Rev. 1, 25 (1980).

(13) 第二類の権利侵權を主張する論者達は、1. 誓約検証によって、佐藤幸治・憲法論議の司法権 111頁(1984年)、  
眞鍋恒伸・憲法論議の理論五五頁(1977年)、志村秀樹「第二類の権利を主張する刑事訴訟法」血泊林蔵K(○兼十一  
章) 111頁(1984年) 参照。

- (14) See Garvey, "Child, Parent, State, and the Due Process Clause: An Essay on the Supreme Court's Recent Work," 51 S. Cal. L. Rev. 769, 813-5 (1978).

- (15) See SCHIMMEL & FISCHER, THE RIGHTS OF PARENTS 1 (1977).

(16) Bricker, "Children's Rights: A Movement in Search of Meaning," 13 U. of Rich. L. Rev. 661, 666-7 (1979).

See "Project—Education and the Law: State Interests and Individual Rights," 74 Mich. L. Rev. 1373, 1445 n.  
409 (1976). See Collins v. York, 159 Conn. 150, 267 A. 2d 668 (1970).

- (17) See Sokolosky, "The Sick Child and the Reluctant Parent—A Framework for Judicial Intervention," 20 J. of Fam. L. 69, 72 (1981-2).